

チェック項目			はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた 改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースの関係で適切である	8		一つのフロアをパーテーションで区切る、事務所併用などの工夫をしています。	
	2	職員の配置数は適切である	8		法令で定められた人員配置で対応しております。また、全員が有資格者で構成されております。	
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。 また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている		8	それぞれの場所（準備の場所、学習の場所）、スペースを分けることで整理整頓しやすく、トイレは利用しやすくキャラクター飾りなど工夫されている。	事業所が建物の2階にあり、バリアフリーに未対応です。車いすの利用がある場合はスムーズな利用は難しいです。
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。 また、児童たちの活動に合わせた空間となっている	8		整理整頓や清掃、消毒を心がけ、清潔で心地よく過ごせる環境づくりを心掛けております。児童にとって安心安全な生活空間を意識しております。	
	5	必要に応じて、児童が個別の部屋や場所を使用することが認められる環境になっている	8		環境設定が必要な児童には事務所で対応しております。個別の部屋がないため、必要に応じて職員事務所の使用を認めております。	
業務改善	6	業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している	8		全職員が業務に関する問題点を出し合い、改善策について話し合う機会を設けております。また話しやすい空間となるよう心掛けております。	
	7	保護者様向け評価表を活用するなどによりアンケート調査を実施して保護者様の意向等を把握し、業務改善につなげている	8		定期的に、アンケートによる評価を実施しております。いただいたご意見やご要望は、周知、検討し、順次改善に努めております。	
	8	職員の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげている	8		毎日の昼礼や定期的なミーティングを実施し、職員間の意見交換や情報共有の場を設け、業務改善へつなげられるようにしております。	
	9	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている		8	現時点では第三者評価は実施できておりません。	第三者による外部評価については、今後の課題として検討してまいります。
	10	職員の資質の向上を行うために、研修の機会や会社内で研修を開催する機会が確保されている	8		定期的に法人内研修を行っています。	
適切な支援の提供	11	適切に支援プログラムが作成、公表されている			令和7年に向けて作成しております。	令和7年に向けて作成しております。
	12	個々の児童に対してアセスメントを適切にニーズと課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	8	8	児発管を中心に職員同士で話し合い、計画書を作成しています。	
	13	児童発達支援計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、児童の支援に関わる職員が共通理解の下で、児童の最善の利益を考慮した検討が行われている	8		児発管を中心に、児童や保護者様のご意向を反映できるよう配慮しながら、全職員で検討しております。	
	14	児童発達支援計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われている	8		支援計画を職員間で共有し、連携した支援を行っています。気づいた点は職員間で情報共有を行い、支援計画に沿った支援をしています。	
	15	児童の適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認している	8		複数のアセスメントを使用し、全職員で情報共有しながら、個々の児童の適応行動の状況を多角的に確認しております。	
	16	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」のねらい及び支援内容も踏まえながら、児童の支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	8		ガイドラインの総則の基本活動を複数組み合わせた支援を行っております。また、その児童に適切な項目を選択し、具体的な支援内容を設定しております。	
	17	活動プログラムの立案をチームで行っている	8		利用人数、利用開始時間、本児の特性や興味を配慮しています。長期休暇期間中などはチームで行い、普段は担当者が中心となっております。	
	18	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	8		児童の特性を考慮し、段階に合わせたプログラムを行っております。また季節感が感じられるような製作・行事などの活動を実施しており内容が固定化しないよう心掛けております。	
	19	児童の状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成し、支援が行われている	8		一人一人に必要な支援を把握し、個別と集団で活動を行っています。	
	20	支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っている	8		ボードを活用しながらその日の役割分担などについて話し合いながら確認しています。	
	21	支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	8		気になる点があればその都度、または定期的に話し合いを行い、情報共有しています。職員間でコミュニケーションを図り、職員用連絡帳に記入するなど情報共有しています。	
	22	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	8		毎回活動の記録をとり、情報共有の上、支援の検証・改善につなげられるようしております。	
	23	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っている	8		保護者様の要望なども変わることがあるため、定期的にモニタリングを行っております。	
関係機関や保護者様との連携	24	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、その児童の状況をよく理解した者が参画している	8		児童発達支援管理支援責任者が周囲の職員に情報収集を行い、必要に応じて専門職が行うこともあります。	
	25	地域の保健、医療（主治医や協力医療機関等）、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えている	8		必要に応じて、進学時には児童の状況について電話連絡や訪問を行い、情報共有・相互理解に努めております。	
	26	併行利用や移行に向けた支援を行うなど、インクルージョン推進の観点から支援を行っているか。 また、その際、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚園）等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	8		必要に応じて幼稚園、保育園への訪問等や、相談支援事業所、保護者様と連絡を密に取り、情報共有がスムーズにできるよう努めております。	
	27	就学時の移行の際には、小学校や特別支援学校（小学部）との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	8		必要に応じて、進学時には児童の状況について電話連絡や訪問を行い、情報共有・相互理解を図っております。	
	28	地域の他の児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等と連携を図り、地域全体の質の向上に資する取組等を行っている	8		研修会等に積極的に参加するようにしており、受けた助言等は職員間で共有しております。	
	29	質の向上を図るため、積極的に専門家や専門機関等から助言を受けたり、職員を外部研修に参加させている				
	30	（自立支援）協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している				
	31	地域の児童発達支援センターとの連携を図り、必要に応じてスーパーバイザーや助言等を受けられる機会を設けている	8		研修会等に積極的に参加するようにしており、受けた助言等は職員間で共有しております。	
	32	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、地域の中で他の児童と活動する機会がある	8		現在は、保育所や認定こども園、幼稚園等との交流、障がいのない児童と活動する機会を設けることができておりません。	保護者様のご意向をうかがいながら、地域児童との交流の機会について今後も検討してまいります。
	33	日頃から児童の状況を保護者様と伝え合い、児童の発達状況や課題について共通理解を持っている	8		連絡帳や送迎時にその日の療育内容や児童の様子をお伝えしております。また、保護者様からはご家庭での様子等を伺い、情報共有に努めております。	
保護者様への説明責任等	34	家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っている	8		ご家族様の対応力の向上を図る観点から、児童との関わり方などについて助言や支援を行っています。	
	35	定期的に、保護者様からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	8		必要に応じ、保護者様からの相談に対しては随時受け入れ、保護者様や児童に寄り添った助言と支援を行っております。	
	36	運営規程、支援プログラム、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	8		必要に応じ、保護者様のご意向や児童の課題に沿った支援計画を作成し、保護者様に確認をしていただく機会を設けております。	
	37	児童発達支援計画を作成する際には、児童や保護者様の意思の尊重、児童の最善の利益の優先考慮の観点を踏まえ、児童や家族の意向を確認する機会を設けている	8		保護者様には支援計画の内容を丁寧に説明を行い、同意を得るよう努めております。	
	38	「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者様から児童発達支援計画の同意を得ている	8		過去には保護者様の参加型の行事を企画し、保護者様同士の交流の機会を計画・実施していましたが、現在は実施しておりません。	保護者様のご意向を把握したうえで、今後の交流の機会について検討してまいります。
	39	父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者様同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。 また、きょうだい同士で交流する機会を設ける等の支援をしている		8	保護者様よりいただいたご意見は、全職員で話し合いの場を設けて共有し、迅速に対応できるように努めております。	
	40	児童や保護者様からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、児童や保護者様に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	8		コンパスだよりを定期的に発行し、毎月、事業所カレンダーをお渡ししています。	
	41	定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を児童や保護者様に対して発信している	8		保管場所を決め、不必要に外に持ち出さないようにしています。	
	42	個人情報の取扱いに十分留意している	8		児童の特性に合わせ、分かりやすい情報伝達手段をとり、意思の疎通を図っております。また活動目的の一つに「自己表現活動」を取り入れ、自己表現能力の向上へと繋がるよう努めております。保護者様にも伝え方や対応についてできる限り相手の立場に立った配慮を行っています。	
	43	障がいのある児童や保護者様との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	8		地域住民を招いての行事は実施しておりません。	保護者様のご意向を把握したうえで、今後の交流の機会について検討してまいります。
	44	事業所の行事に地域住民を招待する等、地域に開かれた事業運営を図っている	8		マニュアルを入り口付近の見やすい場所に掲示しており、職員・保護者様に周知しております。	
非常時等の対応	45	事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル等、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	8		訓練や災害時の避難場所についてマップなどの配布を行っております。また、定期的に避難訓練を行っています。	
	46	業務継続計画（BCP）を策定するとともに、非常災害の発生に備え、定期的な避難、救出その他必要な訓練を行っている	8		利用開始前に聞き取りを行ってアセスメントシートに記載しています。その後も定期的に状況をおたずねしています。	
	47	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等の児童の状況を確認している	8		保護者様からの情報をもとに対応を行っています。	
	48	食物アレルギーのある児童について、医師の指示書に基づく対応がされている	8		安全計画に沿って、研修や訓練、事業所内外の環境整備を行い、安全管理が十分に行われた環境の中で支援を行っています。	
	49	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われている	8		災害時の避難場所や対応等はあらかじめ書面にてご家族様に提示しております。また、避難訓練での児童の様子をお伝えし、想定外の行動についての情報共有しております。	
	50	児童の安全確保に関して、家族等との連携が図られるよう、安全計画に基づく取組内容について、家族等へ周知している	8		ヒヤリハット報告書を作成し、全職員で共有を行っています。事例をもとに話し合いの場を設けて、再発防止に努めております。	
	51	ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検討をしている	8		虐待防止研修を定期的に行っています。また、定点カメラを設置するなど対策も実施しています。	
	52	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	8		利用契約書に身体拘束の禁止を記載しており、生命または身体を保護するために、やむを得ず身体拘束を行う場合は、あらかじめ書面により保護者様の同意を得ることによりしております。	
	53	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、児童や保護者様に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	8		利用契約書に身体拘束の禁止を記載しており、生命または身体を保護するために、やむを得ず身体拘束を行う場合は、あらかじめ書面により保護者様の同意を得ることによりしております。	

○この「事業所における自己評価結果（公表）」は、事業所全体でおこなった自己評価です。